

# 番号制度に向けた自治体の取組み

個人番号の通知と個人番号カードの交付における留意点

# 個人番号の通知と個人番号カードの交付に関する事務処理について

# 総務省自治行政局住民制度課課長補佐 内海 隆明

今年10月には個人番号の通知が、来年1月には個人番号カードの交付がそれぞれ始まり、いよいよ番号制度が動き出す。番号の通知やカード交付等における事務処理に関し、総務省住民制度課から特に留意すべきポイント等について解説していただいた。

# はじめに

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令(平成27年政令第171号)が本年4月3日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の施行期日が本年10月5日とされるとともに(個人番号の指定及び通知等に係る規定)、同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日が来年1月1日とされた(個人番号カードの交付等に係る規定)。

番号法において、個人番号の通知や個人番号カードの交付は、市区町村長の事務として整理されている。以下では、個人番号の通知と個人番号カードの交付に係る事務処理に関して特に留意すべき事項について、述べることとしたい。

なお、以下で述べる内容の詳細については、今 後各地方公共団体に対して事務処理要領等として 通知する予定であり、そちらもご参照いただきた い。

# 通知カード及び 個人番号カードについて

### (1) 通知カード及び個人番号カードの様式等

通知カードは、市区町村の住民基本台帳に記録されている者に対して、当該市区町村長が指定した個人番号を通知するために送付するものであり、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載されるが顔写真は表示されない。一方、個人番号カードについては、市区町村長が当該市区町村の住民基本台帳に記録されている者に対して申請により交付することとされており、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等に加え、顔写真も表示されることから、個人番号カード1枚で、個人番号の提供を受けるときの個人番号の確認及び身元確認のための本人確認書類としての利用が可能である。

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式 (案)及び個人番号カードの様式(案)については、 それぞれ別紙①及び別紙②のとおりである。

通知カードについては、社会保障・税分野における様々な場面において個人番号を証明する重要な資格確認書類となることから、紙幣と同様の白黒すき



入れによるセキュリティ対策を講じることとしている。また、個人番号カード交付申請書の下の切取り 線の下に、視覚障害者の方に個人番号をお知らせす るための音声コードを印刷することとしている。

個人番号カードについては、表面に、氏名、住所、 生年月日、性別を表示するほか、住所変更等があっ た場合に利用するためのサインパネル領域、また臓 器提供の意思表示欄を設けることとしている。個人 番号については、番号法上、個人番号の利用が認め られない者が、個人番号カードの券面をコピーする などして個人番号を取得してしまうことがあり得る ことに配慮して、裏面に記載することとしている。 さらに、個人番号カードのICチップには別紙②に示 すアプリケーションが搭載されるが、そのセキュリ ティ対策として、ICチップ内のアプリケーション情 報に対するアクセス権限の制御や、アプリケーショ ンごとに異なる暗証番号を設定して情報を保護する 対策を講じるほか、ICチップには、偽造等を目的と してカード内の情報を読み出そうとする各種の不正 行為に対し、チップ自身が防御する対策(「耐タンパー 性」)を講じることとしている。

# (2) 通知カード・個人番号カード関連事務の委任等

通知カード及び個人番号カードの発行等に関連する事務については、市区町村における事務負担の軽減と経費節減の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「番号法総務省令」という。)第35条第1項の規定により、市区町村長は地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に行わせることができることとされており、すべての市区町村が機構に対して一括して委任することとしている。

また、番号法総務省令第37条第1項の規定により、 市区町村長は機構に対し、通知カード及び個人番号 カードの発行等に関連する事務に要する費用に相当 する金額を交付金として交付することとされているが、当該交付金に対して国が10分の10で補助することとしている(別紙③参照)。この国庫補助の対象として、通知カード及び個人番号カード(電子証明書を含む。)の初回の交付手数料相当経費が含まれており、これらの初回の交付手数料は無料となっている。

なお、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費については、発行主体のミスによるICチップの破損など、再交付がやむを得ないと認められる場合を除き、国庫補助の対象外となっており、各市区町村においては、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の徴収の必要性について検討し、必要があると認める場合には、手数料条例の改正について所要の措置を講じることが求められる。この場合の再交付手数料相当経費については、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは1,000円(電子証明書を含む。)となっている(別紙④参照)。

# (3) 個人番号の通知に関する事務処理

通知カードについては、市区町村長が、番号法の施行日である本年10月5日時点で、現に当該市区町村の備える住民基本台帳に記録されている者に対して送付することとなっており、市区町村において同日時点で作成される通知カードデータ及び個人番号カード交付申請書データを基に、委任を受けた機構が通知カード及び個人番号カード交付申請書(基本4情報がプレ印刷されたもの)を発行することとなる。

送付単位としては、本年10月5日時点の個人番号の初期一斉指定にあたっては世帯ごとに、また同月以降、出生や海外からの転入(同月以降、国内に住所をおいたことのない場合に限る。)等により新たに住民票を作成した場合には個人単位に、通知カードが簡易書留で郵送される。

送付先は、基本的に住民票の住所を市区町村から 機構に登録し、転送不要として郵送するが、①東日



本大震災による被災者でやむを得ず避難先で避難生活を送っており、当該避難先に住所を異動することができない者や、②DV等被害者で、やむを得ない事情により居所に住所を異動することができない者については、一定の配慮をし、居所(避難先)を登録してもらい、そこに送付することを予定している(別紙⑤参照)。

また、転送不要として郵送することから、不達の 通知カードは市区町村に返戻されることとなる。番 号法の施行日である本年10月5日以降に転居・転入 手続きをとる者への通知カードの扱いや、通知カー ド返戻時の対応としては、別紙⑥・⑦のフローを予 定している。

### (4) 個人番号カードの交付に関する事務処理

個人番号カードの交付申請者は、交付申請書のプレ印刷情報(電子証明書の代替文字等を含む。)を確認した上で、顔写真を添付して申請することとなる。仮にプレ印刷情報に誤りや変更がある場合、そのまま交付申請書を送付するのではなく、住所地の市区町村窓口に問い合わせてもらうこととなる。なお、交付申請書に記載されているQRコードを読み取った上で、スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで交付申請することも可能である(別紙①参照)。

先述のとおり、個人番号カードの発行は全市区町村が機構に委任することとなるが、この委任する事務の中には鍵ペアの生成も含まれており、この結果、現行の公的個人認証サービスに係る受付窓口端末は住基CS端末に統合され、鍵ペア生成装置は機構にのみ設置されることとなるため不要となる。

個人番号カードの発行データの作成・管理は機構において行い、交付申請後のカード発行の進捗状況については、各市区町村において確認が可能となる。また、個人番号カードの紛失時等にカードの利用を迅速かつ効率的に一時停止できるよう、機構において24時間365日体制のコールセンターを設置する。このコールセンターに連絡することによって、カード

の利用を速やかに一時停止することが可能であるが、一時停止を解除して本人利用を再開する又はカードを廃止して再交付するには、市区町村窓口における手続きが必要となる。

個人番号カードの交付方法としては、機構が作成 して市区町村に送付する交付通知書に、市区町村に おいて来庁期限を記載し、交付準備が整い次第それ を本人に送付して、市区町村窓口に来庁してもらう 交付時来庁方式が原則であるが、カードの交付申請 時に来庁する方式や、企業においてカードの交付申 請を取りまとめる方式など、多様な方式を用意する こととしている(別紙⑧参照)。

個人番号カードの交付場所については、先述の通知カードデータ及び個人番号カード交付申請書データとあわせて、印刷が完了した個人番号カードを市区町村に送る際の送付先(交付場所)の情報を個別に登録してもらうことを想定しており、出張所など複数とすることも可能である。ただし、交付時来庁方式の場合、交付時に窓口で暗証番号を設定してもらう必要があるため、交付場所は統合端末のある場所に限られることとなる。各市区町村においては、個人番号カードの交付準備が整い次第、別紙⑨の個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書を裏面に来庁期限を記載した上で本人に送付し、市区町村窓口に来庁してもらい、本人確認の上、個人番号カードを交付する。

個人番号カードの交付の際には、市区町村において別紙⑩のような本人確認措置をとることが必要である。なお、カード交付事務のうち、請求や申出に対する交付・不交付の決定、請求・届出内容等に対する審査、また統合端末の操作等を除いては、市区町村の適切な管理下にある状況にあれば、基本的には民間事業者への委託が可能である。統合端末を取り扱うことができるのは、原則としていわゆる正規職員のみであるが、個人番号カードの交付開始当初の時期など正規職員の配置換えでは対応できない場合で、かつ、技術基準に基づく研修や正規職員によ



る監視・監督等により住民基本台帳ネットワークシステムの安定運用が確保される場合には、地方公務員法の適用を受ける一般職の臨時・非常勤職員であっても統合端末を操作させて差し支えない。

こうした個人番号カードの交付のための人件費など、市区町村におけるカードの交付事務に係る経費に対しては補助金を措置することとしており、平成27年度予算においては40億円が措置されている(別紙③参照)。

これらの市区町村窓口における個人番号カード交付時の流れを別紙(1)のとおりまとめているので、ご

参照願いたい。

# おわりに

本年10月5日の番号法施行日まで残りわずかとなり、マイナンバー制度の施行がいよいよ目前に迫ってきたところである。マイナンバー制度の運用は、地方公共団体の協力なしには成り立たないものであり、各地方公共団体におかれても、制度の実施に向けた準備においてくれぐれも遺漏のなく万全を期していただくよう、改めてお願いしたい。

### 別紙① 通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案) 白黒すき入れ 涌知力-個人番号 1234 5678 9012 氏名 番号花子 NNNNN 競技は認めるの意味が必要が個人等やもコピーすることは、異性ではよれています。定め200条単位を含さんしませ、設計でより間ともます。 この表別かって実施するためた。おきまますが、下記機能をまては個大学は人等やラーセンシー ○○県■■市△△町 丁目 〇番地 NI 製造管理番号 平成 5年 3月31日生 性別 女 лим и и и 1234567896 発行 平成27年10月NN日 (キリナリ) 個人番号カード交付申請書 | 中部番10 兼 電子証明書発行申請書 | 1234 5678 9012 3456 7890 123 面の内容に間違いのないことを確認 しましたので、個人番号カードの交付及び 電子証明書の発行を申請します。 顔写真貼付欄 NNNNNN市長 様 (地方公共団体情報システム機構 元) 番号 1234 5678 9012 申請日 年 月 В 番号 花子 (縦4.5cm×横3.5cm) 申請者氏名(自署) ・最近6ヵ月以内に撮影 ・無幅 正面 無背景のもの ・裏面に、氏名、生年月日を 記入してください。 ○○県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号 以下の電子証明書の詳細については、 必ず同封の『ご案内』をご覧ください。 発行を希望しない電子証明書がある場合、〇を黒く塗りつぶしてください。 **単年月日** 平成5年3月31日 O 署名用電子証明書※不要 ※15歳未満の方、成年後後見人 の方には、願り発行されません。 0 利用者証明用電子証明書不要 電話 在留期間等 満了日の有無 ED 関係 N (書自) バンゴウ ハナコ ※上に入力されている情報は、平成NN年NN月NN日現在のものです に注照 表面の記載事項のづち、質のスス企項目に終か必要がある場合、中国は受けできませんので、本申請書は送付せて、お住ましの市場村第二にお給合せただし、 左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から 交付の申請ができます。 (キリトリ) (**†**U)-U) ●申請の際は、必ず同封の ご記入ください。 10000019 01/01 3190110000019# ※切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大事に保管願います。 視覚障がい者用 (表) (裏)



### 別紙②

# 個人番号カードの様式、申請・交付(案)

様式

表面(案)

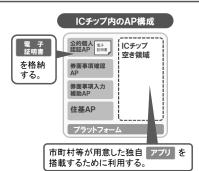


〇 個人番号を記載しない → コピーできる者に制限はない (本人同意等によりできる)

裏面(案)



〇 個人番号を記載する → コピーできる者は、行政機関や 雇用主など、法令に規定された者 に限定される



### 申請·交付

### H27年10月

マイナンバーの付番

### H27年10月~12月

マイナンバーの通知とともに、 「個人番号カード交付申請書」を 全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は 捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請 いただくことも可能とする。

### H28年1月~

各市町村から、交付準備が できた旨の通知書を送付。 市町村窓口へ来庁いただき、 本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請を
- とりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

### 別紙③

### 個人番号カードの発行等の実施(平成27年度予算の内容)

個人番号カードの発行等の実施:483.2億円

### 個人番号カード交付事業費補助金:443.2億円

### 【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という) への通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る市町村の交付金に対して補助金を措置 (補助率10/10)

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- (1) 個人番号カード発行等事業を行うためのプロジェクト管理事業 0.8億円
- (2)通知カード等の作成・発送事業 267.0億円 (0.7億円)(3)個人番号カードの申込処理事業 48.1億円 (26.4億円)
- (4) 個人番号カードの製造・発行事業 112.5億円 (66.2億円)
- (5) 個人番号カード機能の一時停止等のためのコールセンター事業 14.9億円 (3.9億円)

※数字の単位は億円。()内の数字は平成28年度国庫債務負担行為。

### 【対象】

市町村

### 個人番号カード交付事務費補助金:40.0億円

### 【内容】

市町村における個人番号カード交付事務に係る経費に対して補助金を措置 (主に臨時職員等追加のための経費を対象。詳細については今後補助金交付要綱において規定)

### 【対象】

市町村



### 別紙4-1

# 通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて

(平成27年4月17日付 各都道府県社会保障・税番号制度担当課・市区町村担当課宛て総務省自治行政局住民制度課事務連絡)

通知カード及び個人番号カード(電子証明書を含む。)の初回の交付手数料相当経費については、 国庫補助の対象とする予定ですが、通知カード及び個人番号カード(電子証明書を含む。)の再交付 手数料相当経費については、発行主体のミスによるICチップの破損など、再交付がやむを得ないと認 められる場合を除き、国庫補助の対象としない予定です(注1)。

各市区町村(政令指定都市を含む。以下同じ。)におかれましては、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の徴収の必要性について検討し、必要があると認める場合には、手数料条例の改正について、所要の措置を講じていただくようお願いします(注2)。

なお、検討の結果、個人番号カードの機能やコンビニ交付サービスをはじめとする市区町村における 行政サービスへの活用の状況・予定等にかんがみ、申請者から徴収しないこととすることも、もとより 可能です。

- 注1 発行主体のミスによるICチップの破損など、再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等については、別紙のとおりです。
- 注2 通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費については、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円となります。 なお、個人番号カードの再交付に伴う電子証明書の再発行手数料200円は地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が定め、機構からの委託に基づき市区町村において徴収することとなるため、電子証明書については手数料条例の制定は不要です。

### 別紙4-2

# 再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等について

別紙

※「政令」:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行を ※「省令」:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び 個人番号カード並びに頼報提供ホンワープンクステムによる特定個人情報の提供等に関する条令

### ●通知カード

<b>  通知リート                                    </b>				
事由	条項	該当性・国庫補助対象		
通知カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合の再交付		原則として×		
個人番号カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合又は個人 番号カードの機能が損なわれた場合の再交付	省令§11 I ①⑦	ただし市区町村・J-LISのミスによる場合については〇		
通知カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付	省令§11 I ②8	0		
	省令 § 11 I ③~⑥ により返納	原則として×		
通知カード又は個人番号カード返納後の再交付		ただし、 ①個人番号、住民票コード変更による返納後の再交付 ②市町村、J-LISの過失による誤交付後の再交付 ③国外転出による返納後の再交付 については〇		

### ●個人番号カード(電子証明書を含む)

事由	条項	該当性·国庫補助対象
紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合の再交付 カードの機能が損なわれた場合の再交付	省令 § 28 I	原則として×
		ただし市区町村・J-LISのミスによる場合については〇
追記欄の余白がなくなった場合の再交付	省令 § 29 I	0
	政令 § 15 Ⅱ~Ⅳ により返納	原則として×
個人番号カード返納後の再交付		ただし、 ①個人番号、住民票コード変更による返納後の再交付 ②市町村、J-LISの過失による誤交付後の再交付 ③国外転出による返納後の再交付 ICついてはO

※個人番号カードの有効期間満了に伴う再交付手数料の扱いについては別途検討。



### 別紙⑤-1

# ★住所地以外の居所に住む被災者、DV等被害者への通知カードの送付方法

### 考え方

- 通知カードについては、市区町村長が、番号法施行日において現に当該市区町村の備える住民基本 台帳に記録されている者に対して送付することとなっている。
- 東日本大震災による被災者、DV等被害者の中には、住民票を置いたまま住所地以外の場所(避難先) <u>に移動(避難)</u>していて、通知カードが送付される時点では住所地において通知カードを受け取れないこ とも想定される。
- <u>こうした者で生活の本拠が避難先(居所)にある場合</u>には、番号法施行日までに**当該居所に住所を異動し** ていただくことが基本。(通知カードは異動後の新しい住所に送付することとなる)
  - ※DV等被害者については、居所に住所を異動した後、当該居所の市区町村に支援措置を申し出てDV 等支援対象者となることにより、ご自身の新しい住所が、DV等加害者による戸籍の附票の写し等の請求 を通じて当該DV等加害者に知られることを防げる。
- しかしながら、
- ①東日本大震災による被災者でやむを得ず避難先で避難生活を送っており、当該避難先に住所を異動す ることができない者、
- ②DV等被害者で、やむを得ない事情により居所に住所を異動することができない者、
- については、一定の配慮をし、居所(避難先)に送付することとする(居所を登録してもらう)。

### 別紙⑤-2

### 居所に送付するための居所情報の把握方法

- ◆居所情報の登録に係る周知 (趣旨、登録の方法、様式、時期などについて、国·都道府県·市区町村が協力して、 7月頃以降に周知(予定))
- ◆居所情報の住所地市区町村への登録等

被災 者

1

〇避難先情報を住所地市区町村に登録してもらう 【例外】〇住所地市区町村が保有する避難先情報を活用すること も可。(→1(2)) ※ただし、最新情報への更新が必要 (被災者に 連絡する、被災者に登録してもらう等により) (登録期間を9月頃とする予定)。

- 〇具体的には、申請書(氏名、居所、やむを得ない事由等を記載)を住所地市区町村に郵送してもらう。
  - ・本人確認書類の写しを添付させる。
  - …郵便による住民票の写し等交付請求の場合と同様の取扱い ・送付場所の確認のための資料を添付させる。
  - ・避難元市町村や避難元県等からの情報提供等に活用するため、避難先情報についての避難元市町村庁内での 共有や避難元県との共有等の同意欄を設ける。
- 〇登録された避難先情報をもとに、JーLISが避難先に通知カードを送付する。

等被 害 者

Ž (1)

〇居所情報を住所地市区町村に登録してもらう 【例外】〇住所地市区町村がDV等支援対象者に連絡し、居所情報 (登録期間を9月頃とする予定)。 を確認する(又は登録させる)ことも可。(→2(2))

- 〇具体的には、申請書(氏名、居所、やむを得ない事由等を記載)を住所地市区町村に郵送してもらう。
- 〇登録された居所情報をもとに、JーLISが居所に通知カードを送付する。

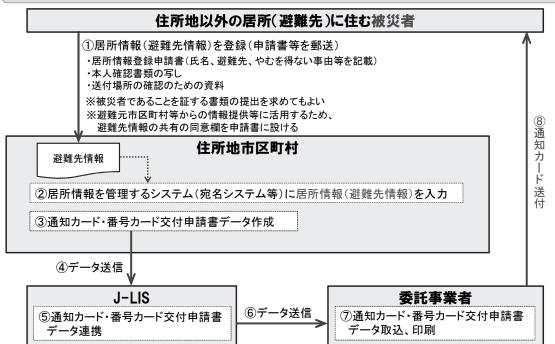
【例外】〇住所地市区町村の役所・役場の所在地に一旦留め置き、住所地市区町村が本人に送付することも可。  $(\to 2(2))$ 

※居所(避難失)を異動した場合には、新しい居所(避難失)の情報を住所地市区町村に再登録してもらう。



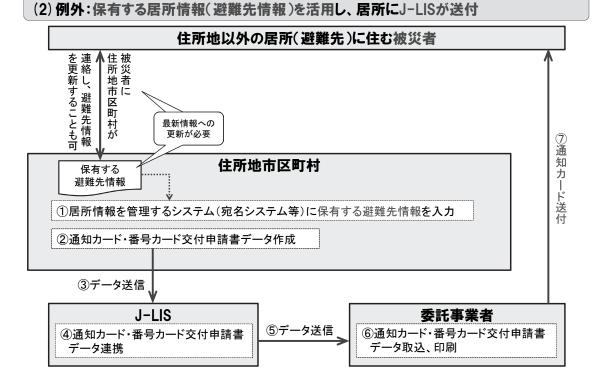
### 別紙⑤-3

1. 住所地以外の居所(避難先)に住む被災者の場合の通知カードの送付フロー (1) 原則:居所情報(避難先情報)を登録し、居所にJ-LISが送付



### 別紙5-4

1. 住所地以外の居所(避難先)に住む被災者の場合の通知カードの送付フロー





# 別紙⑤-5 2. 住所地以外の居所に住むDV等被害者の場合の通知カードの送付フロー (1) 原則:居所情報を登録し、居所にJ-LISが送付 住所地以外の居所に住むDV等被害者 ①自ら居所情報を登録(申請書等を郵送) ・居所情報登録申請書(氏名、避難先、やむを得ない事由等を記載) 本人確認書類の写し ・送付場所の確認のための資料 ※DV等被害者であることを証する書類の提出を求めてもよい ⑧通知カード送付 住所地市区町村 居所情報 ②居所情報を管理するシステム(宛名システム等)に居所情報を入力 ③通知カード・番号カード交付申請書データ作成 ④データ送信 J-LIS 委託事業者 ⑥データ送信 ⑦通知カード・番号カード交付申請書 ⑤通知カード・番号カード交付申請書 データ連携 データ取込、印刷

### 2. 住所地以外の居所に住むDV等被害者の場合の通知カードの送付フロー (2) 例外:居所情報を登録するが、一旦住所地市区町村で留め置き、そこから送付 住所地以外の居所に住むDV等被害者 による受取りも可による受取りも可によるである。 ①B (登録)すること確認(登録)すること確認(登録)すること ①自ら居所情報を登録(申請書等を郵送) 通 ・居所情報登録申請書(氏名、避難先、やむを得ない事由等を記載) 知カード送付 本人確認書類の写し 送付場所の確認のための資料 ※DV等被害者であることを証する書類の提出を求めてもよい 庁 住所地市区町村 居所情報 (9) ②居所情報を管理するシステム(宛名システム等)に 通知カード・ 住所地市区町村の役所・役場の所在地を入力 ※居所情報は入力しない 番号カード交付申請書到着 ③通知カード・番号カード交付申請書データ作成 ④データ送信 ⑧通知カード送付

⑥データ送信

委託事業者

⑦通知カード・番号カード交付申請書

データ取込、印刷

J-LIS

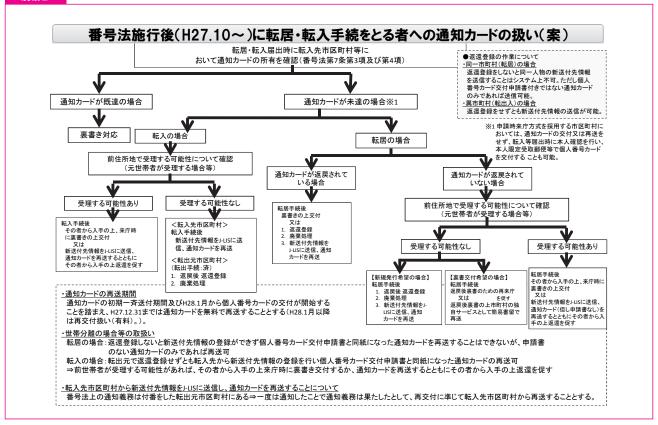
⑤通知カード・番号カード交付申請書

データ連携

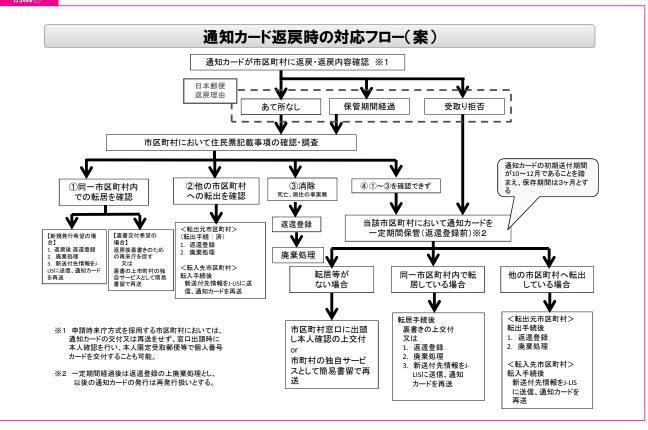
別紙⑤-6



### 別紙⑥



### 別紙⑦



### 別紙8-1

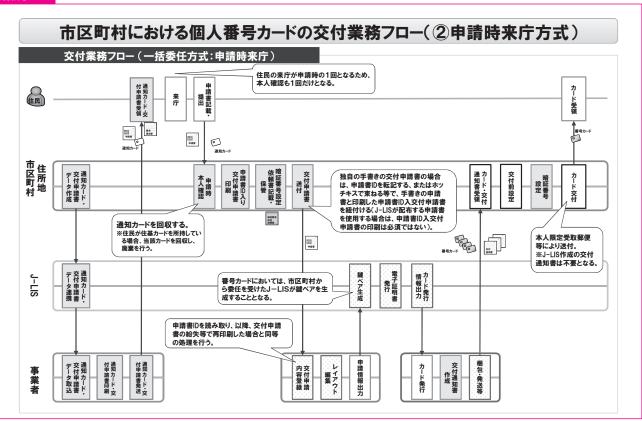
# 個人番号カードの申請・交付方式(案)について

- ① 交付時来庁方式
- ② 申請時来庁方式
- ③ 申請時来庁方式(被災者·DV等被害者対応)
- ④ 勤務先企業等による一括申請方式
- ⑤ 勤務先企業等による一括申請方式 (勤務先企業等に職員が出向き一括申請受付)

### 別紙®-2 市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(①交付時来庁方式) 交付業務フロー(一括委任方式:交付時来庁) 住民の来庁が交付時の1回となるため、 本人確認も1回だけとなる。 申請書記載 申請書返送 交付通知書 カード受領 ŒR) 来庁 通知カー ドロ RM asse \*20 市区町村 住所地 データ作成交付申請書 通知書受領カード・交付 交付通知書 電子証明書の利用に係る暗証 番号の設定については、 市区町村の窓口において行う。 番号カードにおいては、市区町村から委任を受けたJーLISが鍵ペアを生成することとなる。 #9n-K 市区町村窓口に 通知カードを回収する 市区町村志口において、申請者本人が個人番号カード及び電子証明書の暗証番号を設 ※住民が住基カードを 所持している場合、当 該カードを廃止・回収 データ連携 通知カード 電子証明書 情報出力 鍵ペア生成 定する。 レイアウト 申請情報出力 梱包・発送等



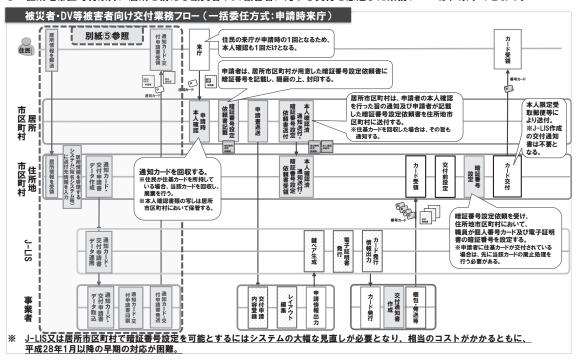
### 別紙®-3



### 別紙®-4

# 市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(③被災者・DV等被害者対応)

○ 住所地市区町村以外に居所を構える被災者やDV被害者に対する交付を想定した業務フローは、以下のとおり。

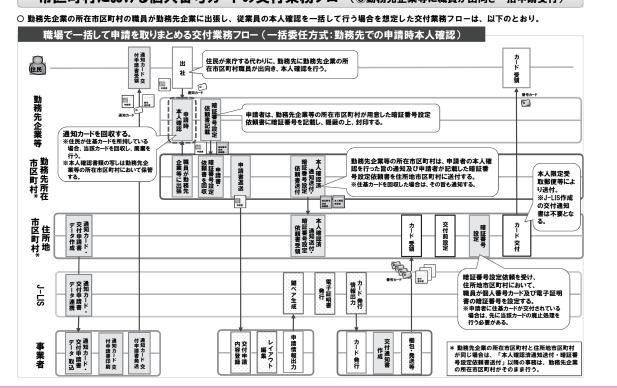


### 別紙®-5

### 市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(④勤務先企業等による一括申請) ○ 勤務先企業等において従業員の申請を一括して行う場合を想定した交付業務フローは、以下のとおり。 職場で一括して申請を取りまとめる交付業務フロー(一括委任方式:交付時来庁) 企業にて空の交付申請書を配付し、社員が手書き記入によ 住民の来庁が交付時の1回とな 交付通知書 付申請書受領 る申請を行う。 カード 受領 記載・ ŒR) 来庁 ・提出 手書きの交付申請書を取りまとめて市 町村名を記入し、申請受付事業者に送 通知カー ド ロ OH and (I) 勤務先企業等 交付申請書 \*\*\* 通知書受領カード・交付 データ作成 交付申請書 本人確認 交付時 番号カードにおいては、市 区町村から委任を受けた JーLISが鍵ペアを生成 することとなる。 交付 個人番号を読み取り後、最 新の申請書IDの送付先情 報に該当するものとして紐 付ける。 en and 通知カードを回収する。 ※住民が住基カードを所 持している場合、当該 カードを廃止・回収し、廃 棄を行う。 市区町村窓口に おいて、申請者本 人が個人番号カー ド及び電子証明書 電子証明書 情報出力 SIT-F 鍵ペア生成 の暗証番号を設 連請推書 付申請書印刷通知カード 交 交付通知書 申請情報出力 梱包・発送等 編集レイアウト カード 発行

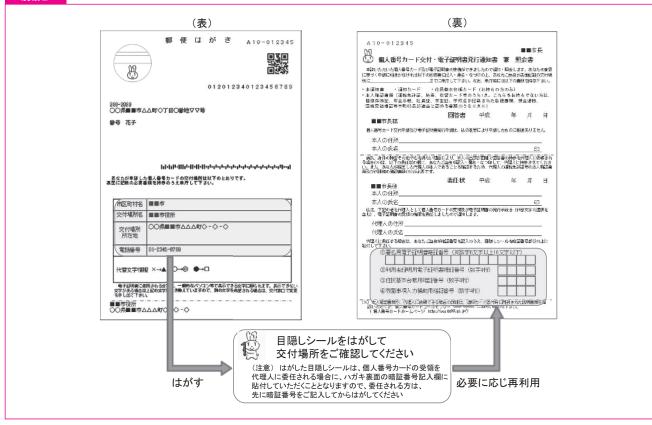
### 別紙®-6

# 市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(⑤勤務先企業等に職員が出向きー括申請受付)





### 別紙⑨



### 別紙⑩

# 個人番号カードの交付に係る本人確認の措置

### 1. 本人への交付

番号確認	身元(実存)確認
① 通知カード [油17①] ② 通知カードを紛失し、又は焼失している場合 [明5①]・住民基本台帳の確認(市町村長)	以下のいずれかの書類 [則1②]  ア 住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在証明書のうち市町村長が適当と認める書類(暗証番号の照合等による本人確認が可能なもの)(1点)イアに掲げる市町村長が適当と認める書類(アに該当しないもの)(2点)ウイの書類(1点)+イ以外の書類であって市町村長が適当と認める書類(1点)エ照会回答書+イの書類(1点)又はイ以外の書類であって市町村長が適当と認める書類(2点)

2. 病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により本人の出頭が困難な場合における代理人への交付

番号確認	身元(実存)確認
① 通知カード [油17①] ② 通知カードを紛失し、又は焼失している場合 [則5②]・住民基本台帳の確認(市町村長)	以下の書類 [ 今133, 則13, 則14, 則15, 則16] ①照会回答書(法定代理人の場合は、市町村長が必要と認める場合に限る。) ②代理権の確認書類 戸籍謄本、交付申請者の指定の事実を確認できる資料 ③代理人の身元(実存)確認書類 1. ア〜ウの書類 ④本人の身元確認書類 = 以下のいずれかの書類 a 住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写真付き書類で市町村長が適当と認めるもの(2点) b aに掲げる書類(1点) + aに掲げる書類以外の書類で市町村長が適当と認める書類(1点) ⑤本人の出頭が困難であることを証する書類 ※診断書、本人の障害者手帳、本人が代理人の施設等に入所している事実を証する書類などを想定。

※イ以外の書類であって市町村長が適当と認める書類

健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等



\*\*\*

#6-X# .... !!!! 888

個人番号カード・

交付通知書の 梱包・発送等

### 別紙⑪ 市区町村窓口における個人番号カード交付時の流れ(交付時来庁方式の場合) 交付通知書 来庁 カード受領 受領 本人確認書類 通知力-ド の対 会報書 制力 o ---地証事号 記録 カード交付処理 カード・交付通知書 受領 交付前設定 交付通知書送付 交付時本人確認 暗証番号設定 カード交付 電調車 課題 受付 交付 图 確認 以下の暗証番号を設定 してもらう 内容物(発行一覧 ・交付通知書に来庁 期限を記載 統合端末の本人確認 ・申請者が提示する以下の書類によ 表・交付通知書・個人番号カード)の確認 代替文字情報につ 情報と券面情報との照 り本人確認を実施 いて確認し、必要に応じ再設定(署名用電子証明書、券面事 ①署名用電子証明書用 • 交付涌知書 通知カード 2利用者証明用電子証 ·券面AP·券面事項入 ·本人確認書類 【確認事項】 ・発行一覧表の内容と 交付通知書・個人番 号カードの内容の照 合 明書用 ③住基AP用 力補助APの情報の確 認 項入力補助AP) ※ある程度間隔をあけて順次送付するこ ・交付通知書、通知カードを回収 ④券面事項入力補助AP ・申請者と個人番号カードの顔写真 個人番号カード交付 ・電子証明書の希望の 有無の確認 →「署名用」を希望しな とで、窓口の混雑を緩和 を照合⇒明らかな差異がある場合 は写真を撮り直しの上再申請を促す 暗証番号を忘れな ※①英数字6~16桁、 ②~④数字4桁 数字4桁については 統一の設定も可能 いよう、暗証番号を記録するための書類 ・カード券面の破損・ い場合は破棄処理、 「利用者証明用」を希望 ・券面に印字誤りがないことを確認 ・統合端末の本人確認情報と本人確認書類との照合を実施 しない場合は失効処理を実施 など (J-LISより業務委託) 事業者

統合端末において運 用中の住基カードがあ れば、返納を受け、廃

止処理を行う

交付前設定で「署名用」の破棄処理をしている場合は①の設定は不要、「利用者証明用」については失効処理をしている場

合でも②の設定が必要